

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

仮決算による中間申告のメリット

Q：中間申告は仮決算をして申告する方が有利なのでしょうか。

A：事業年度が6カ月を超える法人は、原則として中間申告が必要とされています。そして、仮決算によって中間申告を行なう場合には、6カ月間を1事業年度とみなして確定申告の場合に準じて所得計算を行なうこととされています。

3月決算法人（1年法人）であれば、4月～9月までの6カ月間を1事業年度とみなし、所得・税額を算出し当該期間末日（9月30日）におけるB/S、同期間に係るP/L等を添付することになります。

仮決算では、引当金、準備金、圧縮記帳及び特別償却の規定も適用があります。

前事業年度の確定税額の半期分による「予定納税」では、当期の業績に係わらず申告税額が自動的に算出されるため、当面の納税資金の確保が困難となる場合もあり得ます。

仮決算を行なえば、半期分の業績が反映されますので、業績が悪化している法人にとっては前年ベースの税額を下回ることもあるでしょう。半期が赤字であれば納付すべき税額は生じないこととなります。当面の税額を軽減できるため、不況下にあってはささやかなメリットと言えるでしょう。

予定納税・仮決算いずれかによるかは法人の任意ですが、上場・店頭公開会社においては証券取引法により、B/S、P/Lを含めた「半期報告書」の大蔵大臣への提出が義務付けられています。

